

○厚生労働省告示第三百六十九号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第百四十七号を第百五十一号とし、第八十一号から第百四十六号までを四号ずつ繰り下げ、第八十号を第八十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十四 ニ―デオキシ―ニ―（三―メチル―三―ニトロソウレイド）―D―グルコピラノース（別名 ストレプトゾシン）及びその製剤

第七十九号を第八十二号とし、第六十号から第七十八号までを三号ずつ繰り下げ、第五十九号を第六十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十二 四―「（二・四―ジクロロ―五―メトキシフェニル）―アミノ」―六―メトキシ―七―「三―（四―メチルピペラジン―一―イル）プロピルオキシ」キノリン―三―カルボニトリル（別名ボスチニブ）及びその製剤

第五十八号を第五十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十 六・七―ジクロロー―五―ジヒドロイミダゾ「二・一―b」キナゾリン―二（三H）―オン

（別名アナグレリド）、その塩類及びそれらの製剤

第五十七号を第五十八号とし、第十五号から第五十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 アレムツズマブ及びその製剤